

議案第12号

守口市奨学資金条例に基づく貸付金に係る訴えの提起について

次のとおり守口市奨学資金条例に基づく貸付金に係る訴えを提起するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第12号の規定により、議会の議決を求める。

令和7年2月19日提出

守口市長 瀬 野 憲 一

記

1 当事者

(1) 原告

守口市

代表者 市長 瀬野 憲一

(2) 被告

奨学生 1名

連帯保証人 1名

2 事件名

奨学資金貸付金返還請求事件

3 裁判所

枚方簡易裁判所

4 請求の趣旨

- (1) 被告は原告に対し、当該貸付金の元本及び守口市奨学資金条例第11条に基づき計算した延滞金を支払え。
 - (2) 訴訟費用は被告負担とする。
- との判決を求める。

5 請求の原因

原告は、平成30年度まで、旧守口市奨学資金条例（昭和44年3月28日条例第13号）に基づき、向学心がありながらも経済的理由によって修学困難な者に対し、高等学校・高等専門学校・専修学校（高等課程・専門課程）・短期大学・大学の奨学資金の貸付けを行っていた地方公共団体である。

被告は、上記貸付金の貸付けを受けた奨学生本人及びその連帯保証人である。

(1) 金銭消費貸借契約の内容

(ア) 貸付金額	入学準備金	160,000円
	修学金	224,000円
	貸付日	平成21年9月29日

(イ) 返済期間

貸付が終了した翌月から1年据え置き、10年を限度とする。

(ウ) 返済日

毎月市教育委員会が指定する日

(エ) 利息 付さない

(オ) 延滞金

正当な事由がなく返還を遅延したときは、その遅延金額につき年7.25パーセントの割合で計算した金額。

(カ) 期限の利益の喪失条項

あるが行使していない。

(キ) 未払返還金額

被告は、本訴えの提起時点で、貸付金合計384,000円に対し、合計84,000円の返還をしており、同時点の未払返還金額及び延滞金の合計額は、443,351円となる。

6 訴えの提起の理由

被告は、本市教育委員会から奨学資金の貸付けを受けていたが、長期間にわたり返還を怠り、再三の催告にもかかわらず、返還に応じていない。

本件については、今後も自主的な返還が見込めないため、適切な債権管理の観点から、元金及び守口市奨学資金条例第11条に基づき算出した延滞金を含む全額の支払いに係る訴えを提起するにあたり、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第12号の規定により、議会の議決を求める。